

「福祉用具サービス計画作成」

ガイドライン公表

ケアプランと運動したモニタリング期間など提示

厚生労働省は4月14日、福祉用具サービスの計画の作成のためのガイドラインを公表した。同省の助成を受けて、全国福祉用具専門相談員協会（略称「ふくせん」、岩元文雄理事長）が取りまとめた。ケアプランと運動した計画作成を強く求め、ケアプランに沿った適切なモニタリング期間なども提示されている。

ケアプランとの関係性を強調

ガイドラインには、「ケアプランとの連続性を持った福祉用具サービス計画の作成が求められる」と明記

「福祉用具の利用目標はケアプラン第2表に記載された目標（主に短期目標）を

アセスメントについては、ケアマネジャーと支援の方針に該当する」など、ケアプランとサービス計画を「シャア」と同行して行うこと

境のアセスメントを行つ際は、住宅改修担当者の同席を検討することも勧めている。また退院時カンファレンスに参加することで、入院時のリハビリテーションを踏まえた用具選定や、病院のOTやPTとの連携が図れるとメリットを挙げた。

福祉用具サービスのモニタリング期間は明確に定められていないが、ガイドラインで「ケアプランの短期目標の期間に相当するもの」と定義したことから、一般的なケアプランでは3～6カ月程度が目安になると考えられる。

の受領後に計画作成に着手する」と位置付けた。

事業者・保険者間の「共通認識」に

福祉用具サービス計画について、ふくせんの岩元文雄理事長は「これまで内容や質にバラつきがあった」と指摘し、計画書の記載方法や情報収集・アセスメントの基本プロセスなどが確立されていなかったことを原因に挙げる。「質の向上標準化」を目的に掲げ、今

回のガイドラインが作成された。

ガイドラインの構成は▽福祉用具サービスの計画および本ガイドラインの位置づけ▽福祉用具サービス計画の作成▽福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の章立てとなっている。

同協会ガイドライン部会の部長を務めた白澤政和

桜美林大学大学院教授は、

「ガイドラインに沿った指導・監査によって保険者との間で生じる混乱が少なくなる」と期待を寄せる。ガイドラインが事業者・保険者間の「共通認識」となれば、地域ごとのローカルルールが減少するとの見方だ。

ガイドラインは自治体だけでなく、日本介護支援専門員協会にも厚労省より事務連絡として通知された。

同省の担当者は「利用者支援の中心となるケアマネジャーと専門職の福祉用具専門相談員との間でより緊密な連携が必要。そのために

福祉用具専門相談員や計画の役割に対する認識を深めてもらいたい」と狙いを説明する。

「ふくせん様式」も改訂

また同協会が作成した計画書・モニタリングシート「ふくせん様式」もガイドライン作成に併せて一部見直された（8面に詳細記事）。白澤教授は、「ケアプランを基本に置きつつ、福祉用具専門相談員の視点を交えたアセスメントや計画作成が行える様式になった」と胸を張る。モニタリングシートも「評価」機能をより明確にした内容に改めた。

